

取扱区分：「公開」

令和5年第11回

# 周南市農業委員会総会議事録

注. 発言の内容についてはその要旨を記載しております。

(発言そのものの記載ではありません。)



令和5年10月10日(火) 10時00分

於：周南市役所 多目的室

# 令和5年第11回

## 周南市農業委員会総会議事録

1 日 時 令和5年10月10日(火) 午前10時01分 ~ 午前11時01分

2 場 所 周南市役所 多目的室

3 出席者等

(1) 出席委員 18人

|     |         |     |         |
|-----|---------|-----|---------|
| 1番  | 林 俊一    | 2番  | 歳 光 時 正 |
| 3番  | 野 村 邦 幸 | 4番  | 重 永 正 人 |
| 6番  | 笠 井 保 雄 | 7番  | 河 内 邦 雄 |
| 8番  | 藤 原 典 子 | 9番  | 佐 伯 信 治 |
| 10番 | 高 橋 恵   | 11番 | 秋 貞 啓 子 |
| 12番 | 藤 井 孝   | 13番 | 山 下 敏 彦 |
| 14番 | 瀧 山 美智子 | 15番 | 市 川 進   |
| 16番 | 有 馬 俊 雅 | 17番 | 兼 重 智   |
| 18番 | 田 中 榮 作 | 19番 | 白 石 純 治 |

(2) 欠席委員 1人

5番 佐 伯 伴 章

(3) 事務局職員 4人

|      |         |     |         |
|------|---------|-----|---------|
| 局 長  | 中 山 浩 毅 | 次 長 | 杉 岡 清 伸 |
| 次長補佐 | 神 本 和 典 | 書 記 | 足 達 剛 志 |

(4) 関係部署職員 2人

|               |           |
|---------------|-----------|
| 産業振興部農林課 課 長  | 六 郎 万 淳 一 |
| 産業振興部農林課 農政担当 | 野 原 裕 介   |

(5) 傍聴人 なし

#### 4 議事日程

##### 第1 議事録署名委員の指名

##### 第2 議決事項

|        |  |      |
|--------|--|------|
| 議案第47号 | 農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2第2項の規定による農業振興地域整備計画の変更(除外)に係る意見聴取について      | 6件   |
| 議案第48号 | 農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2第2項の規定による農業振興地域整備計画の変更(編入)に係る意見聴取について      | 3件   |
| 議案第49号 | 農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2第2項の規定による農業振興地域整備計画の変更(非農地等判定分)に係る意見聴取について | 118件 |
| 議案第50号 | 農地法第3条第1項の規定による許可申請について  | 2件   |
| 議案第51号 | 農地法第5条第1項の規定による許可申請について  | 4件   |

##### 第3 報告事項

|        |   |      |
|--------|---|------|
| 報告第59号 | 農地法第3条の3の規定による農地等の権利取得の届出について                                 | 10件  |
| 報告第60号 | 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出について                                  | 1件   |
| 報告第61号 | 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出について                                  | 5件   |
| 報告第62号 | 農地法第5条第1項第7号及び農地法施行規則第53条の規定による農地等の転用のための権利移動の制限の例外としての届出について | 1件   |
| 報告第63号 | 農地法第6条第1項の規定による農地所有適格法人の報告について                                | 1件   |
| 報告第64号 | 非農地判断の結果について  | 184件 |
| 報告第65号 | 地目変更登記に係る登記官からの照会に対する回答等について                                  | 1件   |
| 報告第66号 | 現況が農地でないことの証明等について  | 9件   |

中山事務局長

皆さん、おはようございます。

それでは、総会を開催いたします。

携帯電話につきまして、マナーモード、電源確認をお願いいたします。

次に、定足数の報告をさせていただきます。

本日の総会の出席委員は、19人中18人で、周南市農業委員会総会会議規則第9条の規定を充たしておりますので、総会は成立いたします。

なお、本日の欠席は、5番・佐伯伴章委員の1人で、周南市農業委員会総会会議規則第5条の規定による欠席の届出がありましたので、ご報告いたします。

また、議案等についての発言の際は、着席のままをお願いいたします。

それでは、議長よろしく申し上げます。

開会（午前10時01分）

議長（山下会長）

それでは、ただ今より令和5年第11回、周南市農業委員会総会を開会いたします。

これより議事に入ります。

議事日程第1、議事録署名委員の指名ですが、周南市農業委員会総会会議規則第25条第3項に規定された議事録署名委員は、議長より指名することに、ご異議はございませんか。

（異議なしの声あり）

異議がありませんので、議長より指名いたします。

7番・河内邦雄委員、8番・藤原典子委員のご両名をお願いいたします。

議事日程第2、議決事項に入ります。

議案第47号、議案第48号及び議案第49号は、農業振興地域整備計画の一部を変更することについて、農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2第2項の規定に基づき、周南市長から意見を求められたものを、審議の都合により除外、編入、非農地等判定分の3つの議案に分けております。

審議に先立ちまして、今回の意見聴取の主旨について、農林課より説明をお願いします。

六郎万課長

六郎万農林課長

皆さんおはようございます。

農林課の六郎万です。

よろしく申し上げます。

それでは、今回の意見聴取の主旨について説明いたします。

今回は、周南農業振興地域整備計画の全体見直し完了後1回目の個別申出による計画変更です。

令和4年度に全体見直しをしたため、随時での受付を停止しておりました。

その期間中に相談を受けておりました除外・編入の申出と、令和4年4月から令和5年8月に非農地証明・非農地判断されました、除外について意見聴取を行うものです。

議案第47号の除外、議案第48号の編入、議案第49号の非農地判定による除外については、農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2第2項の規定に基づきお諮りするものでございます。

どうぞよろしく申し上げます。

議長（山下会長）

ありがとうございました。

それでは、議案第47号「農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2第2項の規定による農業振興地域整備計画の変更（除外）に係る意見聴取について」を審議いたします。

事務局より議案の説明をお願いします。

中山事務局長

中山事務局長

1 ページの議案第47号は、周南市長より農業振興地域の整備に関する法律第13条第1項に規定する農業振興地域整備計画の変更について意見を求められたもののうち、農用地区域から除外するもので1議案6件です。

1件ごとに、農林課の説明を受け、地区担当農業委員のご意見をいただいた上で、農業委員会の決定を行いたいと思います。

議長（山下会長）

それでは、議案第47号、番号1番を議題といたします。

農林課より説明をお願いします。

六郎万課長

六郎万農林課長

それでは、1番の除外についてご説明いたします。

本件は申出者が高齢となり、農地を適切に管理することが困難になり、他に耕作者も見込まれないことから、コナラを植林し林地として適切に管理したいとの申出です。

申出地は新南陽総合支所から北に約2.3キロメートルのところに位置しており、所在、地目、地積は議案書のとおりです。

また、位置図、周辺図、分間図、写真、土地利用計画図については、配布資料をご覧ください。

分間図のとおり、申出地は全体が山林に面しております。

本件申出地は土地改良事業には該当しておりません。

なお、本件の除外の見込みについては、県の担当部局に事前に確認しています。

以上です。

議長（山下会長）

続きまして、地区担当農業委員から現地調査の結果及び除外についての意見をお願いします。

重永委員

4番重永委員

4番の重永です。

議案第47号 1 番について意見を述べさせていただきます。

申請地を農用地から別の用途に変えることの妥当性、土地改良事業に係る規制には該当しない土地であることなどについては、市農林課からの説明で良いと思われま

申請地は周りを山林に囲まれた土地であることから、区域内の農用地の農業上の効率的かつ総合的な利用に支障を及ぼす恐れはなく、あわせて、効率的かつ安定的な農業経営を営む者の農用地の利用の集積に支障を及ぼす恐れはないと考えられます。

さらに、9月27日、事務局職員と地区担当推進委員で現地を確認しましたが、申請地は急斜面のつづら折りの山道を登った山林に囲まれたところにありますので、区域内の他の農地又は施設の機能に支障を及ぼす恐れはないと認められます。

以上です。

ありがとうございました。

ただ今の議案第47号、番号 1 番について質疑を行います。

ご意見、ご質問は、ございませんか。

(なしの声あり)

特に発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

議案第47号、番号 1 番について、採決を行います。

本件は、承認とすることに、ご異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議がありませんので、議案第47号、番号 1 番は、承認することに決定いたします。

次に、議案第47号、番号 2 番を議題といたします。

農林課より説明をお願いします。

六郎万課長

続きまして、2 番の除外についてですが、本件は申出者が高齢となり、農地を適切に管理することが困難になり、他に耕作者も

議長 (山下会長)

六郎万農林課長

見込まれないことから、杉を植林し林地として適切に管理したいとの申し出です。

申出地は鹿野総合支所から西に約5.0キロメートルのところに位置しており、所在、地目、地積は議案書のとおりです。

また、位置図、周辺図、分間図、写真、土地利用計画図については、配布資料をご覧ください。

分間図のとおり、申出地の北側は山林、西側は原野、東側は農振白地、南側は農振青地に面しております。

本件申出地は土地改良事業には該当しておりません。

なお、本件の除外の見込みについては、県の担当部局に事前に確認しています。

以上です。

議長（山下会長）

続きまして、地区担当農業委員から現地調査の結果及び除外についての意見をお願いします。

市川委員

15番市川委員

15番市川です。

議案第47号2番について、9月29日、事務局、推進委員と3人で現地確認をしました。

申請地は2辺が山際であることから、区域内の農用地の農業上の効率的かつ総合的な利用に支障を及ぼす恐れはなく、あわせて土地改良施設の機能に支障を及ぼす恐れがないことから、効率的かつ安定的な農業経営を営む者の農用地の利用の集積に支障を及ぼす恐れはないと考えられます。

さらに現地を確認しましたが、区域内の他の農地又は施設の機能に支障を及ぼす恐れはないと認められます。

ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長（山下会長）

ありがとうございました。

ただ今の議案第47号、番号2番について質疑を行います。

ご意見、ご質問は、ございませんか。

(なしの声あり)

特に発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

議案第47号、番号2番について、採決を行います。

本件は、承認とすることに、ご異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議がありませんので、議案第47号、番号2番は、承認することに決定いたします。

次に、議案第47号、番号3番を議題といたします。

農林課より説明をお願いします。

六郎万課長

六郎万農林課長

続きまして、3番の除外についてですが、本件申出地は荒廃農地や山林に面しており、鳥獣被害が顕著で取水条件も悪く、申出者は遠方に居住しているため、農地として管理を続けることが困難な状況です。

他に耕作者も見込まれないため、事業主体に売却し太陽光発電設備を建設したいとの申し出です。

申出地は、熊毛総合支所から東に約4.2キロメートルのところに位置しており、所在、地目、地積は議案書のとおりです。

また、位置図、周辺図、分間図、写真、土地利用計画図については、配布資料をご覧ください。

分間図のとおり、申出地の北側は道路、西側は農振青地、東側は荒廃農地、南側は山林に面しております。

本件申出地は土地改良事業には該当しておりません。

なお、本件の除外の見込みについては、県の担当部局に事前に確認しています。

以上です。

議長（山下会長）

続きまして、地区担当農業委員から現地調査の結果及び除外についての意見をお願いします。

2 番歳光委員

歳光委員

2 番歳光です。

議案第47号農業振興地域整備計画の変更除外に係る番号3の報告をいたします。

9月27日に事務局、農林課職員、推進委員と私で調査を行いました。

現地は東側を荒廃農地、南側を山林に面しており、鳥獣被害が多く取水条件も悪いため農地として管理ができない。

また、申請者も周南市内に居住しており除草管理も困難です。

区域内の農用地の農業上の効率的かつ総合的な利用に支障を及ぼす恐れ等なく、このため農業振興地域整備計画の変更（除外）をすることに問題ないと思われます。

よろしくご審議をお願いし、報告を終わります。

議長（山下会長）

ありがとうございました。

ただ今の議案第47号、番号3番について質疑を行います。

ご意見、ご質問は、ございませんか。

（なしの声あり）

特に発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

議案第47号、番号3番について、採決を行います。

本件は、承認とすることに、ご異議はございませんか。

（異議なしの声あり）

異議がありませんので、議案第47号、番号3番は、承認することに決定いたします。

次に、議案第47号、番号4番を議題といたします。

農林課より説明をお願いします。

六郎万課長

六郎万農林課長

続きまして、4番の除外についてですが、本件は申出者が居住する住宅の老朽化に伴い、建て替えを検討するにあたり、現在居

住地が土砂災害警戒区域に指定され、現地での建て替えが困難となったため、現住所からも近い当該地の一部へ住宅を新築したいとの申し出です。

申出地は、長穂支所から南に約1.6キロメートルのところに位置しており、所在、地目、地積は議案書のとおりです。

また、位置図、周辺図、分間図、写真、土地利用計画図については、配布資料をご覧ください。

分間図のとおり、申出地の北側・東側・南側は山林、西側は道路に面しております。

本件申出地は筋地地区ほ場整備事業に該当しておりますが、事業完了後24年が経過しており除外要件には適合しております。

なお、本件の除外の見込みについては、県の担当部局に事前に確認しています。

以上です。

議長（山下会長）

続きまして、地区担当農業委員から現地調査の結果及び除外についての意見をお願いします。

白石委員

19番白石委員

19番白石です。

去る9月26日に事務局並びに農林課と現地にて調査を実施しましたので、その結果をご報告します。

まず1番目に、申請地を農用地から別の用途に変えることの妥当性については、市の農林課の説明のとおりです。

2番目として、申請地は2辺が非農地であることから、区域内の農用地の農業上の効率的かつ総合的利用に支障を及ぼす恐れはなく、あわせて効率的かつ安定的な農業経営を営む者の農用地の利用集積に支障を及ぼす恐れはないと考えられます。

3番目として、さらに現地を確認しましたが、区域内の他の農地または施設の機能に支障を及ぼす恐れはないと認められます。

先ほど農林課のほうも言われておりましたが、既存の住宅が老

朽化のため、建て替えを検討するに当たり、現在の住宅敷地が「土砂災害特別計画区域」に該当するため、他に代替地もなく、申請人所有の当該地を選択したものであるということでした。

以上4項目を鑑み、結論として問題はないと考えます。

ご審議のほどよろしく申し上げます。

ありがとうございました。

ただ今の議案第47号、番号4番について質疑を行います。

ご意見、ご質問は、ございませんか。

(なしの声あり)

特に発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

議案第47号、番号4番について、採決を行います。

本件は、承認とすることに、ご異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議がありませんので、議案第47号、番号4番は、承認することに決定いたします。

次に、議案第47号、番号5番を議題といたします。

農林課より説明をお願いします。

六郎万課長

続きまして、5番の除外についてですが、本件は申出者が長期入院により車椅子での移動となり、デイサービスを利用することとなったため、介護車両の駐車スペースや回転場の整備に加え、介助スペースや同居する家族の部屋を確保するため増築が必要となったものです。

また申出者の住まいは、申出地を通らないと公道から進入ができない状況であるため、進入路の整備に併せて、家族の車両の駐車場や、申出地内にある田の耕作に必要な農機具等を保管する倉庫を建築したいとの申し出です。

申出地は、菊川支所から北に約3.6キロメートルのところに位置

議長（山下会長）

六郎万農林課長

しており、所在、地目、地積は議案書のとおりです。

また、位置図、周辺図、分間図、写真、土地利用計画図については、配布資料をご覧ください。

分間図のとおり、申出地の南側と東側は宅地及び農振青地、北側と西側は生活道に面しております。

本件申出地は土地改良事業には該当しておりません。

なお、本件の除外の見込みについては、県の担当部局に事前に確認しています。

以上です。

議長（山下会長）

続きまして、地区担当農業委員から現地調査の結果及び除外についての意見をお願いします。

重永委員

4番重永委員

4番の重永です。

議案第47号5番について意見を述べさせていただきます。

申請地を農用地から別の用途に変えることの妥当性、土地改良事業に係る規制には該当しない土地であることなどについては、市農林課の説明で良いと思われま

す。申請地は道路と宅地に接した土地であることなどから、区域内の農用地の農業上の効率的かつ総合的な利用に支障を及ぼす恐れはなく、あわせて、効率的かつ安定的な農業経営を営む者の農用地の利用の集積に支障を及ぼす恐れはないと考えられます。

さらに、9月27日、事務局職員と現地を確認しましたが、要介護者である申立者の住居等の改善とあわせ農業施設の設置を行うもので、区域内の他の農地又は施設の機能に支障を及ぼす恐れはないと認められます。

以上です。

議長（山下会長）

ありがとうございました。

ただ今の議案第47号、番号5番について質疑を行います。

ご意見、ご質問は、ございませんか。

(なしの声あり)

特に発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

議案第47号、番号5番について、採決を行います。

本件は、承認とすることに、ご異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議がありませんので、議案第47号、番号5番は、承認することに決定いたします。

次に、議案第47号、番号6番を議題といたします。

農林課より説明をお願いします。

六郎万課長

六郎万農林課長

続きまして、6番の除外についてですが、本件は申出者が高齢となり、農地を適切に管理することが困難になり、他に耕作者も見込まれないことから、事業主体に売却し太陽光発電設備を建設したいとの申し出です。

申出地は、菊川支所から北西に約3.3キロメートルのところに位置しており、所在、地目、地積は議案書のとおりです。

また、位置図、周辺図、分間図、写真、土地利用計画図については、配布資料をご覧ください。

分間図のとおり、申出地の北側と西側は農振白地、南側と東側は農振青地に面しております。

本件申出地は土地改良事業には該当しておりません。

なお、本件の除外の見込みについては、県の担当部局に事前に確認しています。

議長（山下会長）

続きまして、地区担当農業委員から現地調査の結果及び除外についての意見をお願いします。

重永委員

4番重永委員

4番の重永です。

議案第47号6番について意見を述べさせていただきます。

申請地を農用地から別の用途に変えることの妥当性、土地改良事業に係る規制には該当しない土地であることなどについては、市農林課の説明で良いと思われま

申請地は2辺が農振農用地ではないことから、区域内の農用地の農業上の効率的かつ総合的な利用に支障を及ぼす恐れはなく、あわせて、効率的かつ安定的な農業経営を営む者の農用地の利用の集積に支障を及ぼす恐れはないと考えられます。

さらに、9月27日、事務局職員と現地を確認しましたが、遊休農地を有効活用して太陽光発電施設の設置を行うもので、区域内の他の農地又は施設の機能に支障を及ぼす恐れはないと認められます。

以上です。

議長（山下会長）

ありがとうございました。

ただ今の議案第47号、番号6番について質疑を行います。

ご意見、ご質問は、ございませんか。

（なしの声あり）

特に発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

議案第47号、番号6番について、採決を行います。

本件は、承認とすることに、ご異議はございませんか。

（異議なしの声あり）

異議がありませんので、議案第47号、番号6番は、承認することに決定いたします。

続きまして、議案第48号「農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2第2項の規定による農業振興地域整備計画の変更（編入）に係る意見聴取について」を議題といたします。

事務局より議案の説明をお願いします。

中山事務局長

中山事務局長

2ページの議案第48号は、周南市長より農業振興地域の整備に

関する法律第13条第1項に規定する農業振興地域整備計画の変更について意見を求められたもののうち、農用地域に編入するもので1議案3件です。

3件ともに同じ地区の圃場整備に関するもののため、一括して農林課の説明を受け、地区担当農業委員のご意見をいただいた上で、農業委員会の決定を行いたいと思います。

議長（山下会長）

それでは、農林課より説明をお願いします。

六郎万課長

六郎万農林課長

議案第48号農業振興地域整備計画の変更については、8月末までに3件の編入の申出があり、これについては小松原地区のほ場整備事業に取り掛かるにあたり農振農用地に編入したいとの申出です。

申出地は、熊毛総合支所から南東に約2.6キロメートルのところに位置しており、所在、地目、地積は議案書のとおりです。

また、位置図、周辺図、分間図、写真については、配布資料をご覧ください。

説明は以上です。

議長（山下会長）

続きまして、地区担当農業委員から現地調査の結果及び編入についての意見をお願いします。

歳光委員

2番歳光委員

2番歳光です。

議案第48号農業振興地域整備計画の変更（編入）についてでございます。

9月27日に現地調査を事務局と私及び推進委員で行いました。

この地域は約30ヘクタールのほ場整備を計画しておりますけれども、番号1番から3番については、同一地域のため一括報告をいたします。

番号1番から3番については、今回ほ場整備に係る計画の中で、ほ場整備に参画するための変更ですので問題ないと思います。

議長（山下会長）

よろしくご審議をお願いし、報告を終わります。

ありがとうございました。

ただ今の議案第48号について質疑を行います。

ご意見、ご質問は、ございませんか。

（なしの声あり）

特に発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

議案第48号について、採決を行います。

本件は、承認とすることに、ご異議はございませんか。

（異議なしの声あり）

異議がありませんので、議案第48号は、承認することに決定いたします。

続きまして、議案第49号「農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2第2項の規定による農業振興地域整備計画の変更（非農地等判定分）に係る意見聴取について」を議題といたします。

事務局より議案の説明をお願いします。

中山事務局長

中山事務局長

3ページから8ページの議案第49号は、周南市長より農業振興地域の整備に関する法律第13条第1項に規定する農業振興地域整備計画の変更について意見を求められたもののうち、過去に農業委員会が非農地判断をした農地について、農用地区域から除外するもので1議案118件です。

農林課の説明を受け、農業委員会の決定を行いたいと思います。

議長（山下会長）

農林課より説明をお願いします。

六郎万課長

六郎万農林課長

議案第49号農業振興地域整備計画の変更については、令和4年4月から令和5年8月までに、非農地証明及び非農地判断された118筆の土地について、農振農用地からの除外を行うものです。

議長（山下会長）

対象土地の、所在、地目、地積は議案書のとおりです。

説明は以上です

ありがとうございました。

ただ今の議案第49号について質疑を行います。

ご意見、ご質問は、ございませんか。

（なしの声あり）

特に発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

議案第49号について、採決を行います。

本件は、承認とすることに、ご異議はございませんか。

（異議なしの声あり）

異議がありませんので、議案第49号は、承認することに決定いたします。

以上で、議案第47号、議案第48号及び議案第49号の審議を終了いたしますが、特に意見がない旨市長へ答申いたします。

ここで、農林課職員は退席いたします。

申し訳ありませんが、少しお待ちください。

（農林課職員退席）

続きまして、議案第50号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」、番号1番を議題といたします。

事務局より説明をお願いします。

中山事務局長

中山事務局長

9ページの議案第50号は、1議案2件です。

番号1番についてご説明いたします。

所在、地目は記載のとおりで、畑2筆の面積が940平方メートルで、譲受人の自宅から500メートルの範囲にある農地です。

権利移動は、所有権移転で、譲渡人は草刈り等の維持管理が困難になったため譲り渡すものです。

譲受人は、ブロッコリーやトウモロコシの栽培により経営規模を拡大するため、譲り受けるものです。

農地法第3条第2項各号に掲げられた不許可要件には該当せず、全部効率利用要件、農作業常時従事要件、地域との調和要件などの許可要件を全て満たしております。

以上でございます。

議長（山下会長）

ただ今の事務局からの説明に関連して、地区担当農業委員からの現地調査の結果及び補足説明をお願いいたします。

歳光委員

2番歳光委員

2番歳光です。

農地法第3条第1項の規定による許可申請、番号1について、去る10月3日事務局と私と推進委員とで現地下見を行い、10月9日に再度譲受人と会い話をお聞きしました。

現地の564番の4の398平方メートルは畑として管理されており、668番の5の700平方メートルの内、農業用施設158平方メートルとして使用され、他は一部マルチがかかり畑として使用されております。

今回、譲渡人は管理が難しく、又、譲受人は東京の方から来られて利用権設定で現在4反4畝の農地でイチゴハウスを主に新規就農者として6年目の作付けに入っております。

また、譲受人の奥様も他の農地の利用権設定を行い、ナス、ブロッコリーなどを作られ、合計しますと約9反にもなる野菜を主とした農業をされております。

大変農業に熱心でありまして、調査項目に従い調査を行いました。問題ないと思っております。

よろしくお願ひし、報告を終わります。

議長（山下会長）

ありがとうございました。

それでは、ただ今の議案第50号、番号1番について質疑を行います。

ご意見、ご質問は、ございませんか。

(なしの声あり)

特に発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

議案第50号、番号1番について、採決を行います。

本件は、許可とすることに、ご異議は、ございませんか。

(異議なしの声あり)

異議がありませんので、議案第50号、番号1番は、許可と決定いたします。

続きまして、議案第50号、番号2番を議題といたします。

事務局より議案の説明をお願いします。

中山事務局長

番号2番についてご説明いたします。

所在、地目は記載のとおりで、田1筆、畑1筆の面積が1,876平方メートルの農地です。

権利移動は、所有権移転で、申請譲渡人は県外に居住しており農地を管理できないため譲り渡すものです。

譲受人は、今回申請する農地を水田に戻し、水稻の作付けをするために取得するものです。

譲受人の世帯員等が既に所有されている農地について、本年度の利用状況調査の結果を確認すると、遊休農地がございました。

農地法第3条第2項は農地等の所有権や賃貸借権等の使用収益権の取得にあたっての許可要件を定めており、同項第1号では農地等の権利を取得しようとする者又はその世帯員等がその取得後において、耕作又は養畜の事業に供すべき農地等の全てを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められない場合には許可することはできないと規定されています。

この規定中の「世帯員等」とは、農地法第2条第2項に居住及び生計を一にする親族並びに当該親族の行う耕作又は養畜の事業に

中山事務局長

従事するその他の2親等内の親族と定義付けられているところです。

この「2親等内の親族」について、全国農業委員会ネットワーク機構、一般社団法人全国農業会議所が発行している「農地法の解説」では、我が国の農業経営の大部分が世帯員等の単位で行われているのが実態であり、その実態に即して法律を適用している」との説明があります。

農地法に係る、地方自治法第2条第9項第1号に規定する第1号法定受託事務の処理基準を定めた国の「農地法関係事務に係る処理基準」の第3の3「法第3条第2項第1号の判断基準」の中で、「耕作又は養畜の事業に供すべき農地等」とは、既に権利を有している農地等とされ、法第32条第1項各号に該当する遊休農地の所有者及び法第51条第1項各号に該当する違反転用者については、耕作又は養畜の事業に供すべき農地等の全てを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められないとされています。

また、「効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行う」と認められるかについては、農地等の権利を取得しようとする者又はその世帯員等の経営規模や作付け作目等を踏まえて、機械が十分に確保されているか、労働力が十分に確保されているか、技術が十分あるかなどに着目して総合的に判断するとされています。

これが、農地等の所有権や賃貸借権等の使用収益権の取得における「全部効率利用要件」といわれるものです。

譲受人が所有している農地はありませんが、譲受人の配偶者が現に所有されている農地は、登記簿地目が田4筆、5,436平方メートルです。

遊休農地とされた土地の所在地を担当される農業委員及び農地利用最適化推進委員並びに事務局職員で、10月2日に、譲受人の立会いのもと、現地確認をいたしました。

譲受人の配偶者が所有する1,518平方メートルの農地の半分程度

に栗の苗木が植えてありましたが、その部分が雑草繁茂の状態、1,872平方メートルの農地の半分程度が雑草繁茂の状態、724平方メートルの農地の半分程度が雑草繁茂の状態、1,322平方メートルの農地の一部で野菜が栽培されていましたが、その他の3分の2程度の部分は雑草繁茂の状態となっており、農地法第32条第1号の「現に耕作の目的に供されておらず、かつ、引き続き耕作の目的に供されないと見込まれる農地」に該当し、遊休農地と認められました。

また、耕起等により常に耕作し得る状態を保つ行為も行われていませんでした。

したがって、農地法第3条第2項第1号に規定された、全部効率利用要件を満たしているとするのは難しく、許可することはできない案件であると考えます。

なお、本案件の土地については、令和4年11月総会において、令和4年議案第42号、番号2番として農地等の権利移動を許可することについて審議し、全部効率利用要件を満たしていないため不許可と決定したもので、再び「農地等権利移動許可申請書」が提出されたものです。

以上でございます。

議長（山下会長）

ただ今の事務局からの説明に関連して、地区担当農業委員からの現地調査の結果及び補足説明をお願いいたします。

歳光委員

2番歳光委員

2番歳光です。

農地法第3条第1項の許可申請番号2について報告をします。

本件については、先ほども報告がございましたように、令和4年11月総会において不許可になっておる農地でございます。

申請譲受人の農地については、関係農業委員及び推進委員と事務局職員が現地を確認され、一部遊休農地と認められております。

また、私も10月3日に現地調査及び現保有農地の調査を行いました。

今回の申請地は443番の2、田、1,674平方メートルでございますが、長年耕作されておらず用水も取れないということで年2回程度草刈り管理がされている農地です。

また、444番の2、畑、202平方メートルについては宅地の入口付近にありほとんど利用されていない農地であります。

また、譲受人の世帯員等が保有している農地について、草刈り管理等をされている部分もありますが、多くは雑草が繁茂している状態でございます。

令和4年の総会の調査の時には今以上に草が繁茂しておりましたけども、少しは進んでおるようですけど、まだ遊休農地があると認めております。

先ほどの事務局の説明にもありましたが、農地法第3条第2項第1号に規定されております全部効率利用要件を満たしていないため、本件については不許可が相当と考えております。

よろしくご審議をお願いし、報告を終わります。

議長（山下会長）

ありがとうございました。

次に、譲受人の配偶者が所有する農地について現地確認を行った農業委員から現地調査の結果について補足説明をお願いいたします。

笠井委員

6番笠井委員

6番笠井です。

番号2番の譲受人の配偶者が所有する農地について補足説明します。

去る10月2日に、譲受人の立会いのもと、推進委員と事務局職員と私で現地確認を行いました。

現地の状況は事務局の説明のとおりで、耕起や草刈りがなされた部分もありましたが、多くは雑草が繁茂した遊休農地と認められました。

よって、農地法第3条第2項第1号に規定された、全部効率利用

議長（山下会長）

要件を満たしていないと考えられます。

以上で報告を終わります。

ありがとうございました。

それでは、ただ今の議案第50号、番号2番について質疑を行います。

ご意見、ご質問は、ございませんか。

（なしの声あり）

特に発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

本件は、不許可とすることに、ご異議は、ございませんか。

（異議なしの声あり）

異議がありませんので、議案第50号、番号2番は、不許可と決定いたします。

なお、不許可決定通知の文案は会長にご一任いただくことでご異議ありませんか？

（異議なしの声あり）

申請者への不許可決定通知の文案は会長にご一任いただくことに決定いたしました。

続きまして、議案第51号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」、番号1番を議題といたします。

事務局より説明をお願いします。

杉岡事務局次長

杉岡事務局次長

10ページの議案第51号は、1議案4件です。

番号1番についてご説明します。

申請譲受人は、太陽光発電事業を行うため、申請地を購入し、パネル設置面積371.99平方メートル、パネル枚数144枚を設置するもので、発電出力は49.5キロワットが1基です。

譲渡人は、管理も困難となったことなどから、譲受人に譲り渡すものです。

申請地は、周南市西徳山総合グラウンドから南西約160メートルに位置し、所在、地目、地積は記載のとおりで、位置図、現地写真、公図、土地利用計画図は配付資料のとおりです。

なお、現地写真の一部が写っておりますが、農地の北側の約3メートルが舗装されて、通路として活用されているようです。

全国農業会議所が発行している「農地法の解説」によれば、農作業の栽培に必要な不可欠な舗装された通路は全体として農地とみなすとの解説があります。

現況の通路は、農作業の栽培に必要な不可欠な通路とみなされますので全体が農地であると考えます。

農地区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団の農地で第2種農地に該当します。

土地の代替性はなく、事業計画書・資金計画書・被害防除計画書など必要な書類も完備されており、許可基準を満たしています。

以上でございます。

議長（山下会長）

ただ今の事務局からの説明に関連して、地区担当農業委員である私から現地調査の結果及びその補足説明をいたします。

去る9月22日に、農地利用最適化推進委員及び事務局職員と共に現地を確認し、その日のうちに、申請譲渡人及び譲受人に電話をし、状況を確認しました。

申請地は、周南市西徳山総合グラウンドの法面に接した土地で、2段になっており、随分前から耕作しておらず、時々草刈りをしているようですが、雑草が繁茂している状態でした。

水路を挟んで北西に隣接する土地には、既に太陽光発電パネルが設置され、また、周辺の農地は耕作されておらず、ほとんどが荒廃していました。

譲受人におかれては、本委員会が定めた「太陽光発電設備に係る農地転用における注意事項」に沿って対応しており、近隣にも説明をしているとのことでした。

立地基準に照らして転用に問題はなく、また、関係書類も完備されており、農地転用の確実性が認められ、周辺農地への被害防除措置が適切で、地域の農地の農業上の効率的・総合的な利用に支障がなく、一般基準からみても特に問題はないと考えます。

よろしくご審議をお願いいたします。

それでは、議案第51号、番号1番について質疑を行います。

ご意見、ご質問は、ございませんか。

(なしの声あり)

特に発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

議案第51号、番号1番について、採決を行います。

本件は、許可とすることに、ご異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議がありませんので、議案第51号、番号1番は、許可と決定いたします。

続きまして、議案第51号、番号2番を議題といたします。

事務局より議案の説明をお願いします。

杉岡事務局次長

番号2番についてご説明いたします。

申請譲受人は、太陽光発電事業を行うため、申請地を購入し、パネル設置面積454.85平方メートル、パネル枚数176枚を設置するもので、発電出力は49.5キロワットが1基です。

譲渡人は、維持管理が困難となったことから、譲受人に譲り渡すものです。

申請地は、戸田駅から東約170メートルに位置し、所在、地目、地積は記載のとおりで、位置図、現地写真、公図、土地利用計画図は配付資料のとおりです。

農地区分は、鉄道の駅からおおむね300メートル以内の第3種農地に該当します。

杉岡事務局次長

土地の代替性はなく、事業計画書・資金計画書・被害防除計画書など必要な書類も完備されており、許可基準を満たしています。

以上でございます。

議長（山下会長）

ただ今の事務局からの説明に関連して、地区担当農業委員の現地調査の結果及び補足説明をお願いいたします。

瀧山委員

14番瀧山委員

14番の瀧山です。

9月22日に地元推進委員、事務局職員と私の3人で現地の確認をしました。

現状はだいぶ前から耕作されておらず、維持管理も困難な状態に見えました。

隣接する土地に同様な太陽光発電の設備が設置されておりましたし、譲受人は太陽光パネルの発電による収益をあげたいということで申請をされております。

9月24日に双方の代理人である行政書士の方に電話にて確認をとりました。

その時点で9割の近隣の方への説明はされているとのことでした。

25日に連絡があり、2軒ほど連絡がつかないため、再度訪問したところ、1軒は空き家で残りの1軒には連絡がつかないため、ポスティングを行ったということです。

以上問題ないと思われますので、ご審議のほどよろしく申し上げます。

議長（山下会長）

ありがとうございました。

それでは、議案第51号、番号2番について質疑を行います。

ご意見、ご質問は、ございませんか。

（なしの声あり）

特に発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

議案第51号、番号2番について、採決を行います。

本件は、許可とすることに、ご異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議がありませんので、議案第51号、番号2番は、許可と決定いたします。

続きまして、議案第51号、番号3番を議題といたします。

事務局より議案の説明をお願いします。

杉岡事務局次長

番号3番についてご説明します。

申請譲受人は、自己用住宅を建設しようとするもので、住宅の建築面積72.86平方メートル、カーポートの建築面積34.65平方メートルを建設しようとするものです。

譲渡人は、譲受人の申出により売却しようとするものです。

申請地は、周南市三丘市民センターから南約110メートルに位置し、所在、地目、地積は記載のとおりで、位置図、現地写真、公図、土地利用計画図等は配付資料のとおりです。

農地区分は、都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途区域が定められている第3種農地に該当します。

事業計画書・資金計画書・被害防除計画書など必要な書類も完備されており、許可基準を満たしています。

以上でございます。

ただ今の事務局からの説明に関連して、地区担当農業委員の現地調査の結果及び補足説明をお願いいたします。

歳光委員

2番歳光です。

議案第51号農地法第5条第1項の規定による許可申請番号3について、9月27日に現地調査を事務局、推進委員と私で行いました。

その後10月8日に譲渡人、譲受人と電話でお話をお聞きしました。

杉岡事務局次長

議長（山下会長）

2番歳光委員

現地は事務局の報告のとおりでございます。

今回、譲受人、譲渡人と話がつきまして、592番の1、畑、381平方メートルの土地及び、569番の9、雑種地、88平方メートル、計469平方メートルを取得し自己用住宅を建設しようとするものです。

市道と農業用水路に挟まれた三角形の土地でございます、第1種中高層住宅専用地域の指定を受けている所でございます。

調査項目に従い調査を行いましたが無問題だと思います。

よろしくご審議をお願いし、報告を終わります。

ありがとうございました。

それでは、議案第51号、番号3番について質疑を行います。

ご意見、ご質問は、ございませんか。

(なしの声あり)

特に発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

議案第51号、番号3番について、採決を行います。

本件は、許可とすることに、ご異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議がありませんので、議案第51号、番号3番は、許可と決定いたします。

続きまして、議案第51号、番号4番を議題といたします。

事務局より議案の説明をお願いします。

杉岡事務局次長

番号4番についてご説明します。

申請譲受人は、使用貸借により自己用住宅を建設しようとするもので、住宅の建築面積93.77平方メートル、ガレージの建築面積54.23平方メートルを建設しようとするものです。

譲渡人は、申請人からの申出に応じて無償で貸し出そうとするものです。

議長（山下会長）

杉岡事務局次長

申請地は、周南市熊毛体育センターから西約280メートルに位置し、所在、地目、地積は記載のとおりで、位置図、現地写真、公図、土地利用計画図等は配付資料のとおりです。

農地区分は、都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途区域が定められている第3種農地に該当します。

なお、本件は、分筆前の転用申請ですが、全国農業会議所に確認したところ、地積測量図等で場所と面積が特定できれば、転用申請は可能とのことでした。

事業計画書・資金計画書・被害防除計画書など必要な書類も完備されております。

また、譲渡人、譲受人双方の申請者から、許可指令書に示された分筆登記の場所及び面積が同一でない場合は、改めて農地転用の許可申請又は事業計画変更承認申請を行う旨の確認書が提出されています。

この確認書の提出についても全国農業会議所に確認し、提出を求めても良いとのことでした。

こうしたことから、許可書に別紙として分筆計画図を添付し、「別紙分筆計画図の553-1Eに示された農地の転用に限る。」という条件を付して、許可をするのが適当と考えます。

以上でございます。

議長（山下会長）

ただ今の事務局からの説明に関連して、地区担当農業委員の現地調査の結果及び補足説明をお願いいたします。

河内委員

7番河内委員

7番の河内です。

番号4について補足説明します。

9月25日、事務局と推進委員とで現地確認をしました。

内容については、ただ今事務局から説明があったとおりです。

位置は周南市熊毛体育センターから西側の約280メートルのところで、市道沿いにあります。

借受人は土地を探していたところ、親族の土地があったので使用したいと伝えたところ承諾を得たため無償で利用することにしました。

貸付人は、借受人から住宅を建てたいということで申し出があったので、無償で貸し付けることにしたということです。

調査項目ごとに確認しましたが、問題はないと思います。

なお、下水道等は公共下水道のみで、市道よりちょっと低いですが、盛土して使用したいとのことでした。

以上で調査報告を終わります。

議長（山下会長）

ありがとうございました。

それでは、議案第51号、番号4番について質疑を行います。

ご意見、ご質問は、ございませんか。

（なしの声あり）

特に発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

議案第51号、番号4番について、採決を行います。

本件は、許可とすることに、ご異議はございませんか。

（異議なしの声あり）

異議がありませんので、議案第51号、番号4番は、別紙として分筆計画図を添付し、「別紙分筆計画図の553-1Eに示された農地の転用に限る。」という条件を付して許可することと決定いたします。

続きまして、議事日程第3、報告事項に入ります。

報告第59号「農地法第3条の3の規定による農地等の権利取得の届出について」、事務局より説明をお願いします。

中山事務局長

中山事務局長

11ページから14ページの報告第59号は、農地等を相続等により所有権移転した旨を農業委員会に届出するもので、今回は10件です。

内容は記載のとおりで、事務局長専決により書類を受理いたし

ましたので、ご報告いたします。

以上でございます。

議長（山下会長）

説明が終わりました。

以上で、報告第59号を終わります。

続きまして、報告第60号「農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出について」、事務局より説明をお願いします。

中山事務局長

中山事務局長

15ページの報告第60号は、市街化区域内にある農地を、あらかじめ農地の所有者等が農業委員会に届け出て、農地以外のものに転用するもので、許可は不要とされています。

今回は、1件です。

内容は記載のとおりで、添付書類も完備されており、事務局長専決により書類を受理いたしましたので、ご報告いたします。

以上でございます。

議長（山下会長）

説明が終わりました。

以上で、報告第60号を終わります。

続きまして、報告第61号「農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出について」、事務局より説明をお願いします。

中山事務局長

中山事務局長

16ページから17ページの報告第61号は、市街化区域内にある農地を、あらかじめ農地等の所有者及び転用事業者が農業委員会に届け出て、農地等以外のものに転用するため、農地等の権利移動をするもので、許可は不要とされています。

今回は、5件です。

内容は記載のとおりで、添付書類も完備されており、事務局長専決により書類を受理いたしましたので、ご報告いたします。

以上でございます。

議長（山下会長）

説明が終わりました。

以上で、報告第61号を終わります。

続きまして、報告第62号「農地法第5条第1項第7号及び農地法施行規則第53条の規定による農地等の転用のための権利移動の制限の例外としての届出について」、事務局より説明をお願いします。

中山事務局長

中山事務局長

18ページの報告第62号は、許可は要しないとされているもので、農業委員会に文書を提出していただいているものです。

今回は、1件で、農地法施行規則第53条第15号に規定された周南市が行う道路災害復旧工事のための一時転用でございます。

内容は記載のとおりで、添付書類も完備されており、事務局長専決により書類を受理いたしましたので、ご報告いたします。

以上でございます。

議長（山下会長）

説明が終わりました。

以上で、報告第62号を終わります。

続きまして、報告第63号「農地法第6条第1項の規定による農地所有適格法人の報告について」、事務局より説明をお願いします。

中山事務局長

中山事務局長

19ページの報告第63号ですが、農地所有適格法人は、農地法第6条第1項及び農地法施行規則第58条の規定により、毎年、事業の状況などを事業年度終了後3か月以内に農業委員会に報告しなければならない、とされているもので、今回は1件です。

添付書類も完備されており、農地所有適格法人としての農地法第2条第3項に規定された法人形態要件、事業要件、議決権要件、役員要件を満たしておりましたので、ご報告いたします。

以上でございます。

議長（山下会長）

説明が終わりました。

以上で、報告第63号を終わります。

続きまして、報告第64号「非農地判断の結果について」、事務局より説明をお願いします。

中山事務局長

中山事務局長

20ページから29ページの報告第64号は、利用状況調査実施後に非農地判断が必要な対象地を抽出し、農業委員及び農地利用最適化推進委員3人に事務局職員が同行して現地調査を行い、委員3人の協議により対象地が農地に該当するか否かの判断をしましたので、周南市農業委員会非農地判断に係る事務処理要領第14条の規定により、非農地判断の結果を報告するもので、今回は184件です。

判断の結果、農地に該当が31筆、14,126.72平方メートル、非農地に該当が153筆、68,425.22平方メートルであると決定しました。

以上でございます。

議長（山下会長）

説明が終わりました。

以上で、報告第64号を終わります。

続きまして、報告第65号「地目変更登記に係る登記官からの照会に対する回答について」、事務局より説明をお願いします。

中山事務局長

中山事務局長

30ページの報告第65号は、山口地方法務局周南支局登記官より登記簿上の地目が農地である土地の農地以外への地目変更登記に伴い、農地法の転用許可等の有無、現況が農地であるか否か等について照会があったもので、今回は1件です。

内容は記載のとおりで、周南市農業委員会登記官等からの照会に係る事務処理要領の規定に基づき、転用許可等の確認及び農業委員及び農地利用最適化推進委員3人に事務局職員が同行して現

地調査を行い、委員 3 人の協議により対象地が農地に該当するか否かの判断をし、事務局長専決により回答いたしましたので、同要領第14条の規定により非農地判断の結果及び照会に対する回答をしたことをご報告いたします。

以上でございます。

議長（山下会長）

説明が終わりました。

以上で報告第65号を終わります。

続きまして、報告第66号「現況が農地でないことの証明等について」、事務局より説明をお願いします。

中山事務局長

中山事務局長

31ページから33ページの報告第66号は、周南市農業委員会非農地証明に係る事務処理要領の規定に基づき、非農地証明願の提出による非農地証明書交付の申請を受け、農地台帳等で事前調査の上、農業委員及び農地利用最適化推進委員 3 人に事務局職員が同行して現地調査を行い、委員 3 人の協議により申請地が農地に該当するか否かの判断をし、その結果により非農地証明書等を交付したので、同要領第18条の規定により報告するもので、今回は 9 件です。

非農地判断の結果、すべて非農地であると決定し、非農地証明書を交付しました。

なお、番号 7 番及び番号 9 番の農振農用地の土地は、現況が農地でないこと、農業振興地域の整備に関する法律第13条第 2 項に掲げる要件、農業生産基盤整備事業の実施等により農業上の土地利用を進める具体的な見通しが無いことを満たすことから、農業振興地域整備計画については、農用地区域から除外されるものです。

以上でございます。

議長（山下会長）

説明が終わりました。

以上で、報告第66号を終わります。

これを持ちまして、本日の議事日程は、全て終了いたしましたので、令和5年第11回、周南市農業委員会総会を閉会いたします。  
お疲れ様でした。

閉会（午前11時01分）

上記決議を明確にするため、この議事録を作成し議長及び署名委員がこれに署名する。

署 名 人

令和5年10月10日

周南市農業委員会

議長（会長） 山 下 敏 彦

署名委員 河 内 邦 雄

署名委員 藤 原 典 子